

2020 年 4 月 1 日

吸収分割に係る事後開示事項

愛知県豊田市トヨタ町 1 番地
トヨタ自動車株式会社
取締役社長 豊田 章男

東京都中央区日本橋室町二丁目 3 番 1 号
(2020 年 4 月 1 日付で大阪府門真市大字
門真 1006 番地より本店移転)
プライム プラネット エナジー&
ソリューションズ株式会社
取締役社長 好田 博昭
(2020 年 4 月 1 日付で選任)

トヨタ自動車株式会社（以下「甲」といいます。）とプライムプラネットエナジー&ソリューションズ株式会社（以下「乙」といいます。）とは、2020 年 2 月 3 日付で締結した甲乙間の吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2020 年 4 月 1 日を効力発生日として、甲の車載用電池の設計開発及び要素開発に係る事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条の規定に基づき開示する本件分割に係る事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
2020 年 4 月 1 日
2. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
 - (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号イ）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第 784 条の 2 但書の規定に基づき吸収分割会社の株主による差止請求権は認められておりません。

- (2) 会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）

① 反対株主の買取請求について（会社法第 785 条）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第 785 条第 1 項第 2 号の規定により、同条に規定する手続は実施しておりません。

② 新株予約権買取請求について（会社法第 787 条）

甲においては、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に該当する新株予約権はありません。したがって、同条に定める新株予約権者に対する手続は実施しておりません。

③ 債権者の異議について（会社法第 789 条）

甲は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 2 月 20 日付の官報及び電子公告により、債権者に対して本件分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述の期限である 2020 年 3 月 23 日までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）

会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、本件分割をやめることを請求した乙の株主はありませんでした。

- (2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

① 反対株主の買取請求について（会社法第 797 条）

乙は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、2020 年 2 月 14 日付で、本件分割を行う旨を株主に対して通知しましたが、同条第 1 項の規定により、反対株主の株式買取請求を行った株主はありませんでした。

② 債権者の異議について（会社法第 799 条）

乙は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 2 月 20 日付の官報により債権者に対して本件分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述の期限である 2020 年 3 月 23 日までに異議を申し出た債権者はありませんでした。なお、会社法第 799 条第 2 項の規定による各別の催告に関しましては、乙には異議を述べることができる知っている債権者はおらず、各別の催告を実施しておりません。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に

関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

乙は、効力発生日である 2020 年 4 月 1 日付で、本件吸収分割契約の定めに従い、甲が本件事業に関して有する権利義務を承継いたしました。本件分割に伴い、乙が甲から承継した資産及び負債の帳簿価額はそれぞれ金 54,309 百万円、負債の額は 0 円（いずれも推定値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2020 年 4 月 1 日

6. 上記のほか本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上